

足場の組立て等業務特別教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により、事業主は、足場の組立て、解体又は変更の作業に労働者を就かせるときは、その労働者に対して安全のための特別教育を行わなければならないことと義務付けられております。

つきましては、このたび当協会が事業主に代わって、標記講習を下記により実施することといたしましたので、この機会に該当者の受講をお勧めいたします。

記

1. 日時・会場

日時	令和4年9月14日(水) 8:50 ~ 16:20 ※開講30分前より受付・修了証用写真撮影
会場	(一社)白河労働基準協会 白河市十三原道上3-17 新白河ビジネスパーク内

2. 講習料 会員 9,285円 (内訳:受講料 8,470円(税込)・弁代 815円(税込))
非会員 11,705円 (内訳:受講料 10,890円(税込)・弁代 815円(税込))

3. 定員 50名

4. 申込期日 令和4年9月6日(火)締切 ただし、期日前でも定員に達し次第締め切ります。

5. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて、協会事務局までお申込み下さい。

(一社)白河労働基準協会

〒961-0829 白河市十三原道上3-17

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座あてにお振込みください。振込手数料は、貴社にてご負担下さい。振込明細書をもって領収証に代えさせていただきます。

〈振込先〉 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

6. その他
- ①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。
 - ②修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望するときは、受講申込書氏名欄の指定欄にそれを記入し、受講当日受付時、確認できる書類(運転免許証等)をご提示ください。
 - ③筆記用具をご持参ください。
 - ④所定時間終了後、「足場の組立て等業務特別教育 修了証」を交付いたします。
 - ⑤遅刻、早退、一時退出者には修了証を交付いたしません。
 - ⑥申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。
 - ⑦ご不明の点は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

足場の組立て等業務特別教育 受講申込書

(令和4年9月14日実施分)

ふりがな 氏 名	生年月日	職 名
	現 住 所	
併記を希望する場合は旧姓又は通称を記入	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
併記を希望する場合は旧姓又は通称を記入	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	
併記を希望する場合は旧姓又は通称を記入	昭・平 年 月 日	
	〒 _____	

上記のとおり _____ 名を講習料 _____ 円を添えて申し込みます。

令和 4 年 月 日

郵便番号 _____

所在地 _____

事業場名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

担当者名 _____

(一社) 白河労働基準協会長 殿

※講習料の支払方法につき該当欄に✓をつけてください。

<input type="checkbox"/> 直接持参 (月 日 予定)	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 銀行振込 (月 日 済・予定)
---	-----------------------------	---

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。